

令和 8 年度

鹿児島県アーチェリー協会 定期総会



令和 8 年 4 月 26 日（日）

鹿児島工業高等学校会議室

《資料目次》

○令和 7 年度	事業報告	・ ・ ・ ・ ・	P. 1～P. 2
○令和 7 年度	決算報告	・ ・ ・ ・ ・	P. 3～P. 5
○令和 8 年度	事業計画（案）	・ ・ ・ ・ ・	P. 6～P. 9
○令和 8 年度	予算（案）	・ ・ ・ ・ ・	P. 10～P. 11
○役員について		・ ・ ・ ・ ・	P. 12～P. 13
○県協会規約			

次 第

開 会

1. 会長挨拶

2. 議長・書記の選任

3. 議 事

1号議案 令和7年度 事業報告

2号議案 令和7年度 決算報告

(令和7年度 監査報告)

3号議案 令和8年度 事業計画(案)

4号議案 令和8年度 予算(案)

5号議案 その他

4. 議長・書記の解任

5. 役員体制

6. 閉 会

令和7年度 事業報告

1. 年間スケジュール実施報告

(1) 県内競技会・選考会

公認記録会 計4回

県小中学生記録会 計4回

第7回五月大会 ※延べ37名参加

県身体障害者アーチェリー大会

第33回県高校総体 ※18名参加

国民スポーツ大会県予選会 計4回

第8回いちき串木野市会長杯 ※18名参加

鹿児島市民スポーツ大会アーチェリー競技 ※延べ28名参加

第5回県ターゲット選手権 ※延べ42名参加

第43回県高等学校新人大会 ※18名参加

2026年度国スポ少年部門強化選手選考会 ※20名参加

第7回いちき串木野市大会 ※27名参加

県インドア公認記録会 計3回 ※延べ51名参加

第4回県小中学生ターゲット選手権 ※30名参加

(2) 県外競技会

2025年世界ユース選手権大会最終選考会 ※1名参加

令和7年度九州地区春季大会 熊本県菊陽町 ※15名参加

(入賞) 70m 少年優勝中袴田鈴選手 50mBB 優勝中袴田洋絵選手、2位 戸川瑛斗選手

第48回九州身体障害者選手権大会 熊本県菊陽町 ※2名参加

第31回全九州高等学校大会 佐賀県佐賀市 ※8名参加

(入賞) 団体1位串木野高校 個人1位中袴田遊選手 3位 中袴田鈴選手

第14回全九州小中学生アーチェリー大会 大分県由布市 ※5名参加

(入賞) 18m 3位 永松 美羽選手

第58回全国高校総体 山口県岩国市 ※7名参加

第45回九州ブロック大会 ※12名参加

(入賞) 少年男子 2位 成年女子3位

2025年全日本小中学生大会 ※9名参加

(入賞) BB18m 2位 戸川瑛斗選手

第79回国民スポーツ大会 滋賀県愛荘町 ※3名参加(少年男子)

(入賞 少年男子 3位 個人 4位 中袴田遊選手 6位中袴田鈴選手)

第42回九州高校新人大会 福岡県北九州市 ※ 15名参加

(入賞 個人 優勝 中袴田 遊選手 優勝 宮田 早雪選手)

第67回全日本ターゲット選手権 東京夢の島公園 ※2名参加

第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県愛荘町 ※1名参加

(入賞 満 武久 選手 銀メダル)

2026年ナショナルチーム選考会 東京夢の島公園 ※1名参加

第47回全九州インドア大会 佐賀県佐賀市 ※ 6名参加

(入賞) 高校生の部 3位 中袴田遊選手

第35回全日本室内アーチェリー選手権大会 北海道帯広市 ※1名参加

第44回全国高等学校選抜大会 静岡県掛川市 ※4名参加

(入賞) 3位 中袴田遊選手

令和7年度 事業報告

(3) 練習会

国体強化練習会 計20回

鹿児島佐賀エールプロジェクト交流事業 ※20名参加

(4) 講習会

強化対策事業育成スポーツ教室3回 ※52名参加（鹿児島市・いちき串木野市）

競技団体倫理ガイドライン3回 講師：米倉（指導者・選手・保護者）

競技団体ドーピング講習会 1回 講師：岡田修氏（クレイン調剤）

アスリートパスウェイ事業 福岡県春日市

派遣：永松美空選手、永松美羽選手、井上一水選手

公認審判員実技講習会 ※5名参加 五月産業アーチェリー場

(5) 会 議

定期総会

理事会 計3回

九州アーチェリー連盟理事会 2回 米倉（諫早市、佐賀市）

県スポーツ協会競技団体理事長、強化担当会計会議 米倉、藺田

全国障害者スポーツ大会企画委員会 2回 中野

県スポーツ協会スポーツ育成教室会議 中袴田（洋）

全国障害者スポーツ大会代表者会議 中野

令和7年度県スポーツ協会評議員会 米倉

県障害者スポーツ普及検討委員会 中野

国民スポーツ大会県報告会 米倉

県スポーツ協会主催 スポーツドクター・競技団体連絡会議 中野

県スポーツ協会国民体育大会強化担当・監督ヒアリング 米倉、藺田、中袴田

令和8年度国民スポーツ大会第46回九州ブロック大会に係る第1回競技団体担当者会議 中袴田

(6) 認定・記録

ベアボウ50mRU18U21日本記録 戸川瑛斗 選手

(7) 表彰等

知事表敬訪問

岩重会長、米倉理事長、大田楓子選手、中袴田遊選手、中袴田鈴選手、本田高大選手、戸川瑛斗選手

(8) 寄付

五月産業アーチェリー場コンテナハウス（1台） 五月産業池田会長 様

令和7年度 鹿児島県アーチェリー協会 一般会計 決算書

収入総額	3,048,958 円	
支出総額	1,569,805 円	
差引残額	1,479,153 円	(次年度へ繰越)

収入の部

(単位: 円)

科 目	予 算 額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (B-A)	備 考
会費	293,000	295,000	2,000	
年会費	268,000	270,000	2,000	
団体分担金	25,000	25,000	0	支部5団体
参加料	550,000	523,500	△26,500	各種競技会参加料
補助金	840,000	280,000	△560,000	
県補助金	500,000	0	△500,000	
全ア連補助金	40,000	0	△40,000	
県スポ協補助金	300,000	280,000	△20,000	育成スポーツ教室事業
寄付金	10,000	1	△9,999	
繰越金	1,171,346	1,171,346	0	
諸収入	5,654	400,511	394,857	高体連委託費、九州ブロック大会旅費残等
一時預かり金収入	500,000	378,600	△121,400	
合 計	3,370,000	3,048,958	△ 321,042	

支出の部

科 目	予 算 額	流用増減額	予算現額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (A-B)	備 考
総務費	400,000	0	400,000	274,672	125,328	
射場管理費	200,000	0	200,000	66,444	133,556	
普及費	340,000	0	340,000	305,474	34,526	育成スポーツ教室等
競技会等運営費	450,000	0	450,000	355,334	94,666	各種競技会
事業費	750,000	0	750,000	4,000	746,000	
競技力向上事業	500,000	0	500,000	0	500,000	
競技役員養成事業	250,000	0	250,000	4,000	246,000	審判講習
補助費	200,000	0	200,000	152,000	48,000	激励金
積立金	10,000	0	10,000	0	10,000	
繰出金	20,000	27,000	47,000	43,281	3,719	選手強化対策事業特別会計
一時預かり金支出	500,000	0	500,000	368,600	131,400	
予備費	500,000	△27,000	473,000	0	473,000	繰出金充用
合 計	3,370,000	0	3,370,000	1,569,805	1,800,195	

上記のとおり報告します。

令和 8年4月26日

令和7年度 鹿児島県アーチェリー協会一般会計

理事長 米倉 雅

令和7年度 鹿児島県アーチェリー協会 選手強化対策事業特別会計 決算書

収入総額	633,376 円	
支出総額	633,376 円	
差引残額	0 円	(次年度へ繰越)

収入の部

(単位: 円)

科 目	予 算 額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (B-A)	備 考
補助金	470,000	590,000	120,000	強化対策事業補助、競技スポーツ強化対策
繰入金	20,000	43,281	23,281	
諸収入	0	95	95	利子等
合 計	490,000	633,376	143,376	

支出の部

科 目	予 算 額	流用増減額	予算現額 (A)	決算額 (B)	比較増減額 (A-B)	備 考
県選抜選手強化事業	490,000	143,376	633,376	633,376	0	
合 計	490,000	143,376	633,376	633,376	0	

上記のとおり報告します。

令和 8年 4月 26日

令和7年度 鹿児島県アーチェリー協会特別会計

理事長 米倉 雅

監 査 報 告

令和7年度鹿児島県アーチェリー協会会計歳入歳出の執行について

鹿児島県アーチェリー協会規約第20条により、令和7年度鹿児島県アーチェリー協会会計歳入歳出について、下記にとおり監査を行いましたので報告します。

記

1. 日 時 令 和 8 年 4 月 1 2 日
2. 場 所 五月産業アーチェリー場
3. 監 査 結 果 金銭出納簿、預金通帳、その他証拠書類について慎重に審査したところ、違算なく正確に執行されていることを認める。

令 和 8 年 4 月 1 2 日

鹿児島県アーチェリー協会

監 事

本田 勇一 

監 事

外山 伸一 

以 上

4月			5月			6月			7月			8月			9月				
1	水		1	金		1	月		1	水		1	土	体験教室②(いちき串木野市)	1	火			
2	木		2	土		2	火		2	木		2	日	第59回鹿児島市民スポーツ大会 九州地区フィールドアーチェリー選手権大会 北九州スポーツセンター	2	水			
3	金		3	日	2025GW 九州合宿(高校生) 菊陽町杉並木公園 強化練習②	3	水					3	月		3	木			
4	土		4	月	2025GW 九州合宿(高校生) 菊陽町杉並木公園	4	木					4	火		4	金			
5	日		5	火	2025GW 九州合宿(高校生) 菊陽町杉並木公園	5	金			5	日		5	水	第59回全国高等学校アーチェリー選手権大会 大阪府	5	土		
6	月		6	水	小中学生記録会② 審判講習会	6	土	市来運動場設営		6	月		6	木	第59回全国高等学校アーチェリー選手権大会 大阪府	6	日		
7	火		7	木		7	日	国スポ予選会③、④市来運動場		7	火		7	金	第59回全国高等学校アーチェリー選手権大会 大阪府	7	月		
8	水		8	金		8	月			8	水		8	土	市来運動場設営	8	火		
9	木		9	土		9	火			9	木		9	日	第9回いちき串木野市会長杯 市来運動場	9	水		
10	金		10	日	九州マスターズ 日田市アーチェリー場 第8回五月大会	10	水			10	金		10	月		10	木		
11	土		11	月		11	木			11	土		11	火		11	金		
12	日	公認記録会① PM強化練習① 小中学生記録会①ハートピア	12	火		12	金			九州身体障害者アーチェリー選手権大会 日田市アーチェリー場 強化練習⑥ 小中学生記録会④ハートピア	12	日		12	水		12	土	
13	月		13	水		13	土	全九州高等学校アーチェリー選手権大会 北九州		13	月		13	木		13	日	県高校新人大会 五月産業7-ナナ1-場	
14	火		14	木		14	日	全九州高等学校アーチェリー選手権大会 北九州		14	火		14	金		14	月		
15	水		15	金	第59回 全日本フィールドアーチェリー選手権大会 米原市グラスノ―風吹特設会場	15	月			15	水		15	土		15	火		
16	木		16	土	第59回 全日本フィールドアーチェリー選手権大会 米原市グラスノ―風吹特設会場	16	火			16	木		16	日	強化練習⑧	16	水		
17	金		17	日	第20回鹿児島県障害者スポーツ大会 ハートピア	17	水			17	金		17	月		17	木		
18	土		18	月	第59回 全日本フィールドアーチェリー選手権大会 米原市グラスノ―風吹特設会場	18	木			18	土		18	火		18	金		
19	日	九州地区春季アーチェリー大会 菊陽町杉並木公園	19	火		19	金			リハ大会西日本少年アーチェリー大会 宮崎県高岡町	19	日		19	水		19	土	
20	月		20	水		20	土			リハ大会西日本少年アーチェリー大会 宮崎県高岡町	20	月		20	木		20	日	18年度第78回国民スポーツ大会 アーチェリー競技 第8回県ターゲットアーチェリー選手権大会 7-ナナ1-場
21	火		21	木		21	日	強化練習④ 小中学生記録会③ハートピア		21	火		21	金	市来運動場設営	21	月		
22	水		22	金		22	月			九州地区国民スポーツ大会 市来運動場	22	水		22	土	九州地区国民スポーツ大会 市来運動場	22	火	中高校生公認記録会 市来運動場 九州地区国民スポーツ大会 小中学生公認記録会⑤
23	木		23	土		23	火			九州地区国民スポーツ大会 市来運動場	23	木		23	日	市来運動場	23	水	
24	金		24	日	火の国杯争奪九州身体障害者アーチェリー大会 菊陽町杉並木公園 強化練習③	24	水			24	金		24	月		24	木		
25	土	春ブラザ	25	月		25	木			体験教室①(いちき串木野市) 全九州小中学生アーチェリー大会 湯布田スポーツセンター 強化練習⑦	25	土		25	火		25	金	
26	日	総会 AM10:00 鹿児島工業高等学校総会 公認記録会②	26	火		26	金	第59回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会 夢の鳥公園7-ナナ1-場		26	日		26	水		26	土		
27	月		27	水		27	土	第59回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会 夢の鳥公園7-ナナ1-場		27	月		27	木		27	日	強化練習⑨	
28	火		28	木		28	日	第59回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会 夢の鳥公園7-ナナ1-場		28	火		28	金		28	月		
29	水		29	金	県高校総体7-ナナ1-競技 五月産業7-ナナ1-場	29	月			29	水		29	土		29	火		
30	木		30	土	市来運動場設営	30	火			30	木		30	日	全九州アーチェリー選手権大会 湯布田スポーツセンター	30	水		
			31	日	国スポ予選会①、②市来運動場					31	金		31	月					

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	木		1	日		1	火		1	金		1	月		1	月	
2	金		2	月		2	水		2	土		2	火		2	火	
3	土		3	火		3	木		3	日		3	水		3	水	
4	日		4	水		4	金		4	月		4	木		4	木	
5	月		5	木		5	土		5	火		5	金		5	金	
6	火		6	金		6	日		6	水		6	土		6	土	
7	水		7	土		7	月		7	木		7	日		7	日	
8	木		8	日		8	火		8	金		8	月		8	月	
9	金		9	月		9	水		9	土		9	火		9	火	
10	土		10	火		10	木		10	日		10	水		10	水	
11	日		11	水		11	金		11	月		11	木		11	木	
12	月		12	木		12	土		12	火		12	金		12	金	
13	火		13	金		13	日		13	水		13	土		13	土	
14	水		14	土		14	月		14	木		14	日		14	日	
15	木		15	日		15	火		15	金		15	月		15	月	
16	金		16	月		16	水		16	土		16	火		16	火	
17	土		17	火		17	木		17	日		17	水		17	水	
18	日		18	水		18	金		18	月		18	木		18	木	
19	月		19	木		19	土		19	火		19	金		19	金	
20	火		20	金		20	日		20	水		20	土		20	土	
21	水		21	土		21	月		21	木		21	日		21	日	
22	木		22	日		22	火		22	金		22	月		22	月	
23	金		23	月		23	水		23	土		23	火		23	火	
24	土		24	火		24	木		24	日		24	水		24	水	
25	日		25	水		25	金		25	月		25	木		25	木	
26	月		26	木		26	土		26	火		26	金		26	金	
27	火		27	金		27	日		27	水		27	土		27	土	
28	水		28	土		28	月		28	木		28	日		28	日	
29	木		29	日		29	火		29	金							
30	金		30	月		30	水		30	土							
31	土		31	火		31	木		31	日							

R8 競技役員従事計画(案)

	4月12日(日)	4月26日(日)	5月10日(日)	5月29日(金)	5月31日(日)	6月7日(日)	8月2日(日)	9月13日(日)
大会名	公認記録会①	公認記録会②	五月大会	鹿児島県高校総体	国スポ予選①	国スポ予選②	国スポ予選③	国スポ予選④
競技委員長(1級のみ)	米倉	蘭田	大田(洋)	蘭田	米倉	米倉	米倉	蘭田
DOS(2級以上)	中梶田(学)	山下	米倉	中野	中梶田(学)	下西	米倉	中野
審判長(2級以上)	山下	米倉	中梶田(洋)	満	大田(理)	満	泉	泉
審判員(3級以上)	石田尾	永松	大田(理)	本田	石田尾	中梶田(洋)	牧	江口
審判員(3級以上)	戸川	有村	有村	中梶田(洋)	江口	戸川	メイ	永松

	9月20日(日)	9月21日(月)	9月22日(火)	11月8日(日)	12月6日(日)	12月13日(日)	12月27日(日)	3月7日(日)	3月21日(日)
大会名	鹿児島県民スポーツ大会	第6回県タートル選手権大会	中学生公認記録会	2027年度少年部門強化選手選考会	県インドア記録会①	県インドア記録会②	県インドア記録会③	公認記録会③	公認記録会④
競技委員長(1級のみ)	米倉	米倉	山下	大田(洋)	米倉	大田(洋)	蘭田	山下	蘭田
DOS(2級以上)	中梶田(学)	中野	満	中梶田(学)	山下	満	米倉	下西	中野
審判長(2級以上)	井澤	泉	下西	井澤	中梶田(学)	中梶田(洋)	大田(理)	中梶田(学)	米倉
審判員(3級以上)	有村	大田(理)	メイ	蘭田	牧	米田	本田	中梶田(洋)	泉
審判員(3級以上)	大庭	石田尾	米田	本田	上原	本田	江口	有村	大庭

※敬称略

- ・大会運営にご協力をお願いします。また、大会の参加人数によっては追加をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ・**変更される場合は各自でお願いします。また、変更した場合は審判部山下までご連絡をお願いいたします。**競技会の1週間前には山下から確認の連絡をします。
- ・審判資格を新たに取得された方に関しては、別途協力をお願いします。その際はご協力ください。
- ・審判謝金を今年度から増額しています。※下記謝金一覧を参照してください。
- ・小中学生記録会に関しては、別途小中学生部より審判依頼がありますので、ご協力をお願いします。また、今年度より小中学生記録会の審判謝金も下記の表の通り変更になっておりますので、ご確認ください。

※下記謝金一覧を参照してください。

謝金一覧		
種別	区分	数量 金額
競技運営	審判資格保有者	半日 3,000
		1日 5,000
	その他	半日 1,000
小中学生記録会		1日 1,500
	審判資格保有者	半日 1,500
		1日 2,000
その他		半日 500
		1日 1,000
旅費 大隅半島及び難島の方に支給。フェリー一代相当 大隅の場合は2,000円		

級別 審判保有者数(参考)

1級(競技委員長)	4名
2級(DOS、審判長)	9名
3級(審判員)	10名

令和8年度 鹿児島県アーチェリー協会一般会計予算書（案）

収入総額 3,520,000 円

支出総額 3,520,000 円

差引残額 0 円

収入の部

(単位: 円)

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
会費	281,000	293,000	△12,000	
年会費	256,000	268,000	△12,000	84名分
団体分担金	25,000	25,000	0	5団体
参加料	600,000	550,000	50,000	公認競技会、小中学生記録会
補助金	640,000	840,000	△200,000	
県補助金	300,000	500,000	△200,000	強化事業
全ア連補助金	40,000	40,000	0	
県スポ協補助金	300,000	300,000	0	普及事業
寄付金	10,000	10,000	0	
繰越金	1,479,153	1,171,346	307,807	
諸収入	9,847	5,654	4,193	利子等
一時預かり金収入	500,000	500,000	0	
合 計	3,520,000	3,370,000	150,000	

支出の部

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
総務費	400,000	400,000	0	各種分担金等
射場管理費	200,000	200,000	0	五月産業アーチェリー場 消耗品備品等
普及費	340,000	340,000	0	育成スポーツ教室、春ブラザ体験会
競技会等運営費	500,000	450,000	50,000	
事業費	550,000	750,000	△200,000	
競技力向上事業	300,000	500,000	△200,000	
競技役員養成事業	250,000	250,000	0	1級審判員養成補助金等
補助費	200,000	200,000	0	全国大会激励金等
積立金	10,000	10,000	0	
繰出金	250,000	20,000	230,000	選手強化、九州ブロック大会特別会計操出
一時預かり金支出	500,000	500,000	0	
予備費	570,000	500,000	70,000	
合 計	3,520,000	3,370,000	150,000	

※ 科目間の流用を認める。

上記のとおり提案いたします。

令和 8 年 4 月 26 日

鹿児島県アーチェリー協会一般会計

理事長 米倉 雅

令和8年度 鹿児島県アーチェリー協会県選抜選手強化特別会計予算書（案）

収入総額 821,000 円
支出総額 821,000 円
差引残額 0 円

収入の部

（単位: 円）

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
県スポ協補助金	800,000	470,000	330,000	
繰入金	20,000	20,000	0	
諸収入	1,000	0	1,000	利子等
合 計	821,000	490,000	331,000	

支出の部

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
県選抜選手強化事業	821,000	490,000	331,000	
合 計	821,000	490,000	331,000	

※ 科目間の流用を認める。

上記のとおり提案いたします。

令和 8 年 4 月 26 日

鹿児島県アーチェリー協会一般会計
理事長 米倉 雅

令和8年度 鹿児島県アーチェリー協会九州ブロック大会特別会計予算書（案）

収入総額 2,597,000 円
支出総額 2,597,000 円
差引残額 0 円

収入の部

（単位: 円）

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
県スポ協補助金	2,366,526	0	2,366,526	
繰入金	230,000	0	230,000	
諸収入	474	0	474	
合 計	2,597,000	0	2,597,000	

支出の部

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
報償費	210,000	0	210,000	競技役員、競技補助員
旅費	205,000	0	205,000	競技役員、競技補助員
需用費	1,131,000	0	1,131,000	畳等購入費
役務費	145,000	0	145,000	通信運搬費
使用料及び賃借料	906,000	0	906,000	テント等レンタル
合 計	2,597,000	0	2,597,000	

※ 科目間の流用を認める。

上記のとおり提案いたします。

令和 8 年 4 月 26 日

鹿児島県アーチェリー協会一般会計
理事長 米倉 雅

鹿児島県アーチェリー協会役員業務分担当資料

役職名	氏名	主要業務	業務分担当
理事長	米倉 雅	県協会運営総括	県協会運営管理
副理事長	下西 浩一	行政機関等連絡調整等	公印管理責任者(県会長印・出納印管理)
副理事長	大田 洋典	県協会運営主幹	行政機関及び県スポ協等会議出席
副理事長	蘭田 啓晶	広報部主幹	協会運営(総務部、理事会招集、年間事業計画・事業予算等)、公印副管理者
副理事長	中野 尚知	競技部主幹	県協会各種広報、マスコミ対応
理事	中袴田 学	県民体育大会主幹	1 各競技会・開催企画及び実施
理事	山下 悠貴	強化部主幹	2 県民体育大会準備開催
理事	泉 亜美	県協会運営副主幹	1 全種別選手強化指導管理、県スポ協連絡調整等
理事	中袴田 洋絵	鹿児島県パラアーチェリー協会会長	2 各種補助金申請・事業施行管理(県競技力・県スポ協選手強化等)
理事	満 武久	広報部副主幹	3 協会運営補佐(総務部、理事会招集、年間事業計画・事業予算等)
理事	有村 麗子	強化部副主幹	1 県障害者福祉協会等連絡調整、身障者アーチェリー普及
理事	本田 勇一	財務部副主幹	2 県障害者大会及び全国大会予選会開催
理事	重 森 剛 幸	普及部副主幹	1 協会事務局業務(公文書收受管理、公印副管理者)
監事	古谷 英一	審判部主幹	2 全了連・九ア連絡調整(各種申請登録業務、連盟通信配布)
監事	佐野 光俊	強化部主幹	3 各種競技会・開催企画及び実施
		審判部副主幹	1 審判養成・指導(講習会開催、各種競技会審判派遣)
		強化部副主幹	2 全種別選手強化指導管理、県スポ協連絡調整等
		財務部副主幹	3 各種補助金申請・事業施行管理(県競技力等)
		普及部副主幹	1 全種別選手強化指導管理、県スポ協連絡調整等
		審判部主幹	2 各種補助金申請・事業施行管理(県スポ協選手強化等)
		強化部主幹	3 県協会会計(預貯金出納記録管理、決算・予算書作成等)
		財務部主幹	1 体験教室等企画開催
		普及部主幹	2 小中学生各種競技会・開催企画及び実施
		審判部主幹	3 小中学生審判養成・指導(講習会開催、各種競技会審判派遣)
		強化部主幹	1 県協会会計(預貯金出納記録管理、決算・予算書作成等)、公印(出納印)副管理者
		財務部主幹	2 体験教室等企画開催及び体験者等受付
		普及部主幹	1 マスコミ対応、県協会HP編集掲載
		審判部主幹	2 体験教室等企画開催及び体験者等受付
		強化部主幹	1 五月産業アーチェリー場管理
		財務部主幹	1 高体連関連競技会運営
		普及部主幹	2 高体連関係各種調整
		審判部主幹	1 会計監査員
		強化部主幹	1 会計監査員

令和 8 年 4 月 26 日

鹿児島県アーチェリー協会役員名簿

会 長	岩 重 礼	(鹿児島県議会議員)
相 談 役	藺 田 裕 之	(前会長)
理 事 長	米 倉 雅	(県協会運営管理)
副理事長	下 西 浩 一	(総務部主幹・広報部主幹)
副理事長	大 田 洋 典	(競技部主幹)
副理事長	藺 田 啓 晶	(強化部主幹)
副理事長	中 野 尚 知	(県パラアーチェリー協会会長・広報部副主幹)
理 事	中袴田 学	(事務局長・競技部副主幹)
理 事	山 下 悠 貴	(審判部主幹・強化部副主幹)
理 事	泉 亜 美	(強化部副主幹・財務部副主幹)
理 事	満 武 久	(財務部主幹・普及部副主幹)
理 事	中袴田 洋 絵	(普及部主幹・小中学生部主幹・審判部副主幹)
理 事	有 村 麗 子	(広報部副主幹・普及部副主幹)
理 事	本 田 勇 一	(総務部副主幹)
理 事	重 森 剛 幸	(県高体連アーチェリー専門部委員長)
監 事	古 谷 英 一	(保護者代表)
監 事	佐 野 光 俊	(鹿児島工業アーチェリー一部顧問)

鹿児島県アーチェリー協会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本協会は、鹿児島県アーチェリー協会と称する。

第2条（事務局）

本協会の事務局は、鹿児島県内に置き事務局は事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本協会は、鹿児島県下におけるアーチェリー競技団体を統括し、之を代表する団体であって、アーチェリーの健全なる普及促進を図り、県民の体位向上とスポーツ精神を養い以てスポーツ文化の向上に努めることを目的とする。

第4条（事業）

本協会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. アーチェリーの健全な普及振興に関する一切の事業。
2. 代表的競技会の開催、公認及び定例競技会の開催。
3. 全日本アーチェリー競技選手権大会及びその他の競技会への選手役員の選定及び派遣。
4. 鹿児島県体育協会に鹿児島県のアーチェリー諸団体を代表して加盟し、その発展に寄与すること。
5. 加入団体の強化発展と相互の連携融和を図り、併せて組織の拡大強化を推進する。
6. 本協会所属団体会員の全日本アーチェリー連盟への登録。
7. 機関紙、パンフレット等の刊行。
8. その他本協会の目的達成に必要な事項。

第3章 加盟と脱退

第5条（組織）

本協会は、県下各市町村アーチェリー団体及び大学校・高等学校その他のアーチェリー

諸団体をもって組織する。

第6条（加盟）

本協会の目的に賛同し、加盟を希望する団体は次の各申請に必要な書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

1. 加盟申請書
2. 誓約書
3. 当該団体規約
4. 当該会員及び役員名簿
5. 当年度事業計画書と予算書

第7条（登録）

本協会は、県下各市町村アーチェリー諸団体から加盟申請があれば理事会に諮り適当と認めた場合は承認するものとする。

1. 本協会への団体及び個人の加盟登録は理事会の議決による。但し加入については理事長が仮承認することができる。
2. 加盟登録を承認された県下市町村アーチェリー諸団体は入会金を納入し協会備付の会員名簿に登録を了したる後、会員となる。会費は別途に定める。
3. 本協会は会員の資格を得た者を全日本アーチェリー連盟に申請登録するものとする。

第8条（脱退）

本協会を脱退しようとする者は、その理由を付して脱退届けを出し、理事会の同意を得なければならない。

第9条（加盟の取り消し）

1. 本協会は、加盟団体あるいは個人で本規約に違反し、本協会の対面を著しく傷つけた場合、理事会において本協会への加盟を取り消すことができる。
2. 本協会は、公認審判員及び指導員が本協会が決めた所定の試合協力義務を怠った場合、理事会において公認審判員および指導員の次年度の登録を行わないことがある。

第4章 加盟団体の権利と義務

第10条（加盟団体の構成と権利）

1. 加盟団体は、本協会に登録した会員及び役員によって構成される。
2. 加盟団体は、理事を理事会に派遣し、その議決権を行使することができる。
3. 加盟団体は、本協会公認の競技会を開催することができる。

第23条（財務部の任務）

財務部は、次の諸事項を管掌する。

1. 予算、決算並びに会計に関する事項。
2. 財産の管理並びに会計に関する事項。
3. 補助金、交付金に関する事項。
4. その他、財務に関する事項。

第24条（広報部の任務）

広報部は、次の諸事項を管掌する。

1. 本協会の広報に関する事項。
2. 報道機関との渉外に関する事項。
3. その他、広報に関する一切の事項。

第25条（競技部の任務）

競技部は、次の諸事項を管掌する。

1. 競技会の日程編成並びに、各競技会の実施要項の作成。
2. 競技役員の選定、運営手順の立案並びにプログラムの編成。
3. 本協会主催の競技会の公認記録の管理、申告、保管に関する事項。
4. その他、本協会の競技会に付随する一切の事項。

第26条（審判部の任務）

審判部は、次の諸事項を管掌する。

1. 競技会における審判員の選定と派遣及び審判業務の指導。
2. 公認審判員の資格管理及び登録業務。
3. 公認審判員の資格取得講習会の開催と育成。
4. その他、本協会の審判業務に付随する一切の事項

第27条（強化部の任務）

強化部は、競技力向上に関する次の諸事項を管掌する。

1. 各競技力向上事業に関する立案、実施要項の作成。
2. その他、本協会の競技力向上に付随する一切の事項。

第28条（普及部）

普及部は、普及活動に関する次の諸事項を管掌する。

1. 各種体験会の企画運営。
2. 登録団体との普及に関する連携。
3. その他、普及に関する一切の諸事項を管掌する。

第29条（小中学生部）

2. 総会は、毎年度4月定例開催とする。
3. このほか会長が必要と認めたとき、又は、会員の1/3以上から会議の目的を示して請求があったとき、会長がこれを招集する。
4. 18歳未満の会員については、その保護者が議決権を有することとする。
5. 総会は、委任を含めて、理事、会員の1/2以上の出席がなければ成立しない。
6. 総会の開催通知は、開催日時の一箇月前までに会員に通知しなければならない。

第18条（理事会）

1. 理事会は、本協会の会務に関する事項について、審議決定し、且つそれを決定する。
2. 理事会は、理事長が必要と認めたとき、または、理事の1/3以上から要請のあった時、随時これを招集する。
3. 理事会は、委任を含めて、理事の過半数の出席がなければ成立しない。
4. 理事会の委任は、出席者の1/2以下とする。
5. 理事会は、その開催日の3日前迄に理事に通知しなければならない。

第19条（議案の採決）

本協会の総会及び理事会における議案の採決には、当該会議構成員の決するところに従う。

第20条（会議の議事録）

本協会の総会の議事録は出席者から選ばれた記録員で作成し、事務局で保管する。

第7章 会務の分掌機構並びに任務

第21条（会務の分掌）

会務の分掌は、次の各部で行う。

総務部、財務部、広報部、競技部、審判部、普及部、強化部、小中学生部

1. 18歳未満の会員については、その保護者が各部の任務を担うことができるものとする。

第22条（総務部の任務）

総務部は、次の諸事項を管掌する。

1. 本協会内部諸機関の、連絡調整に関する事項。
2. 本協会の包括的記録の作成と、その保管に関する事項。
3. 関係諸官庁及び団体との渉外に関する事項。
4. 本協会の規約及び施行細則の改廃と立案。
5. 表彰、慶弔に関する事項。

において推挙し、会長が委嘱する。

4. 顧問は、会長の諮問に応じ、また理事会に出席して意見を述べることができる。
5. 参与は、本協会の発展に寄与し、あるいは理解と協力を示し、且つ人格見識の卓越した人を、理事会において推挙し、会長が委託する。
6. 参与は、本協会の諸機関に対し、求めに応じて、協力援助を行う。
7. 理事長及び副理事長は、理事会で互選し、会長が委嘱する。
8. 理事長は、本協会の理事会を代表し、本協会の日常の会務の執行を統括し、理事会の議長となる。
9. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、理事長の職務を代行する。
10. 監事は、総会において選出し会長が委嘱する。
11. 監事は、本協会の財務会計を監査する。
12. 理事は、加盟団体の規模に応じて1名以上選出する。
13. 理事は、会務を分掌する。会務の分掌機構は別に定める。
14. 本協会の会長、副会長、理事長、監事は理事を兼ねることはできない。理事がこれらの役員に選出された場合は、当該団体は新たに理事を選出しなければならない。
15. 理事は理事会において、本協会の発展に関する基本事項、並びに会務の重要事項につき審議議決する。
16. 各部の業務執行のため、専門員を置くことができる。

第15条（役員の任期）

役員の任期は2年とし再任を妨げない。

任期の途中において補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第16条（会議の種別）

本協会における意思決定あるいは、その執行のため、総会、理事会を設ける。その他必要に応じて運営委員会、専門部会を設けることができる。

第17条（総会）

1. 総会は本会の最高議決機関であって、次に掲げる重要事項につき審議議決する。
 - (1) 会長、副会長、顧問の推薦。
 - (2) 予算及び事業計画の決定。
 - (3) 決算及び事業報告の承認。
 - (4) 加盟団体負担金及び登録会費の決定。
 - (5) 規約並びに重要な諸規定の制定及び改廃。
 - (6) その他重要事項に関する審議決定。

4. 加盟団体に所属する本協会の登録会員は、総会、本協会主催又は後援する各種競技会並びに行事に参加することができる。

第11条（加盟団体の義務）

1. 加盟団体、登録会員及び役員は、本規約及び諸規定に従わなければならない。
2. 加盟団体は本協会に対して、役員名簿、年間行事表、その他協会の求める各種の報告書を提出しなければならない。
3. 加盟団体は本協会に対して別に定める分担金を、毎年5月末日までに納入しなければならない。

第12条（会員の登録）

1. アーチェリー競技者並びに愛好者で、本協会の会員として登録されることを希望する者は、当該年度の会費を添えて、本人の所属する加盟団体を通じて申し込むものとする。
2. 居住地区に加盟団体が存在しない個人は本協会所属として登録することができるものとする。
3. 申請者は、本協会への登録名簿への記載と同時に会員としての資格を獲得する。

第5章 役員及び職員

第13条（役員とその資格）

1. 本協会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
顧 問	若干名	参 与	若干名
理 事 長	1 名	副理事長	4 名
理 事	若干名	相 談 役	若干名
監 事	2 名		

2. 会長、副会長、顧問、参与、相談役は本協会の登録会員以外からも推薦することができる。
3. 理事長、副理事長、理事は本協会の登録会員で各役員に相当する有能者であること。

第14条（役員の選出及び職務）

1. 会長及び副会長は、理事会で選考し、総会に諮って推薦する。
2. 会長は本協会を代表し会務の全てを総括し総会を招集する。
副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。
3. 顧問は本協会に対する功績が甚大であり、且つ人格見識の卓越した人を、協会に

小中学生部は、保護者と一体となり、公認でない競技会及びそれに付帯する次の諸事項を管掌する。

1. 小中学生各種競技会・開催企画。
2. 小中学生部審判養成・指導
3. その他、小中学生に関する一切の事項

第8章 会 計

第30条（経費）

本協会の経費は、下記の収入から支弁する。

1. 本協会の財産から生じる益金。
2. 加盟団体の分担金及び登録会員の会費。
3. 事業に伴う収入。
4. 被寄付財物。
5. 補助金
6. その他の収入

第31条（予算の区分）

本協会の会計を、一般会計と特別会計に分ける。

1. 一般会計は、本協会の経常的収入資金によって会務を運営する歳出歳入を管理する。
2. 特別会計は、各種団体からの補助金を執行する事務、事業に関する会計並びに、本協会内の特殊事業のための独立採算的収入と支出を掌握する。

第32条（予算並びに決算）

本協会の運営に伴うすべての予算並びに決算は、毎会計年度初めに理事会に諮り、総会に提出してその承認を得なければならない。

第33条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

第8章 事 務 局

第34条（設置）

本協会は、日常の会務執行のため事務局を設置する。

第9章 付 則

- 1 この規約の施行について必要な細則は理事会の議を経て別に定める。

- 2 この規約に定めるものの他必要な事項は全日本アーチェリー連盟諸規約規程を準用する。
- 3 本規約は昭和46年4月1日より施行する。
- 4 平成30年4月30日改正
- 5 令和3年4月1日改正
第1章総則第2条（事務局）
- 6 この規約の一部改正は令和6年4月1日より施行する。
- 7 この規約の一部改正は令和7年4月1日より施行する。

公益財団法人鹿児島県スポーツ協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

平成26年3月20日制定
令和3年4月1日改定

【趣旨】

公益財団法人日本スポーツ協会の倫理に関するガイドライン^{※1}にあるように、スポーツは、世界共通の人類の文化の一つであり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものである。そのため、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、きわめて大きな意義がある。

したがって、スポーツに関わるすべての人々は、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが課せられている。

公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、本県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項を以下のとおりガイドラインとしてまとめることとした。

1 指導者

- (1) 人権を侵害するような行為をしてはならない。
- (2) 暴力行為は絶対にあってはならない。
- (3) 良好なコミュニケーションを図り、信頼関係を構築する。
- (4) フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソン^{※2}の育成に努める。

《責務事項》

- 競技者に対して一方的な考えを押しつけてはならない。
- 威圧的なことばや態度で接してはならない。
- 競技者に対して精神的・肉体的苦痛を生じるような言動や行為をしてはならない。
- セクシュアル・ハラスメントなど、相手に不快な思いをさせるようなことがあってはならない。

※1 ガイドライン … 関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの

※2 スポーツパーソン … 年齢や性別に関係なくスポーツを行う人の総称

2 スポーツを行う者

- (1) 人々に感動や夢を届ける自立的な存在であることを自覚する。
- (2) 暴力行為を行わず、また黙認せず、フェアプレーの精神でスポーツを行う。

《責務事項》

- 勝敗にのみに固執し、相手に危害を加えたり威圧的な態度で接したりしてはならない。
- 練習等においても暴力行為を行わず、また、黙認してはならない。
- スポーツを行う者、特にアスリートは日常生活の中でも人々を裏切るような行為や言動があってはならない。
- 競技力の向上にのみ固執し、ドーピングを行うことがあってはならない。

3 スポーツ団体及び組織

- (1) スポーツに携わる者の権利・利益を侵害してはならない。
- (2) ガバナンス※³強化に取組み、「する・みる・ささえる」ための良好な環境を整える。

《責務事項》

- 心身の健全育成及び安全の確保に配慮しなければならない。
- スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備し、暴力根絶に向けた取組を行わなければならない。
- スポーツを行う者からの相談等を真摯に受け止め、その対策を講じなければならない。
- 運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組む。特に予算の執行に当たっては、公費であることを十分に認識し、県民からの批判や疑惑を招くことのないよう、慣例法令・要綱などに則り、厳正に行い、経費の支出が適切になされなければならない。
- 個人情報の保護について、十分考慮し、関係者に不利益をもたらしてはならない。
- 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関して、選考基準を明確に定め、開示を求められた際、速やかに対応ができるよう証拠書類などにより、真摯な対応を行わなければならない。

※3 ガバナンス … 組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行なう、意思決定、合意形成のシステム

【おわりに】

本会及び加盟団体においては、このガイドラインに照らし合わせ、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぎ、「スポーツ振興による力みなぎる・かごしまの実現」に向けて取り組むことが求められている。

充実したスポーツ活動をとおして得られたフェアプレーの経験は、他人に対する思いやりをはぐくみ、また、スポーツに対してひたむきに取り組む姿は、人々に夢や感動を与え、活力ある健全な社会の形成につながる。

しかし、これまでスポーツ活動の場において、心ない一部の人々により、暴力行為が容認される傾向が存在していたことも否定できない。このことを真摯に受け止め、スポーツに関わるすべての人々は、あらゆる場で暴力行為等を根絶し、生涯にわたってすべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、スポーツで支え合う活力ある社会づくりをめざすことが大切である。